

都市活動支援機能誘導施設 立地促進補助金

公共交通の利便性を高め、NCCの核となる拠点形成や居住誘導を推進するため、ライトライン停留場などの周辺にコンビニエンスストアなどを整備する事業者に対し、その整備に要する費用の一部を補助します！

だれが対象になるの？

対象施設を新築もしくは増築、改築、大規模改修、取得またはテナント入居し改修、賃借し、自ら施設を運営してサービス提供を行う事業者

どんな施設？

- ① コンビニエンスストア※1
- ② 都市活動支援施設※2

※1 営業時間が14時間以上で、店舗の延床面積が200㎡程度以下の施設であること

※2 以下のすべてを満たす施設

- ・ 不特定多数の利用が可能で、仕事や勉強、交流の場としての空間を提供する施設（飲食店等の施設併設も可）で、店舗の延床面積が50㎡以上かつ200㎡程度以下であること
- ・ 無料で使用可能な電源や無線によるインターネット接続などの利用環境が整っていること



どこに？

都市活動(移動)支援
機能誘導区域

鉄道駅やライトライン停留場、主要なバス停留所の周辺(概ね100m圏内) 30か所に配置

★ 詳細は裏面・市ホームページをご覧ください

<その他の交付条件>

- ・ 補助金の交付の決定日から10年以上、対象施設を運営して事業を行うこと
- ・ 省エネ基準への適合など環境に配慮した建築物とすること
- ・ 浸水ハザードエリア内の場合は、想定浸水深に応じた浸水対策を行うこと
- ・ 各誘導区域内に同種施設が立地していないこと 等

補助率と上限は？

- ▼ 補助率：施設整備費・改修費・家賃の10%
- ▼ 限度額：施設整備費：5,000万円、改修費：1,650万円、家賃：250万円/年（家賃の補助期間は3年間）



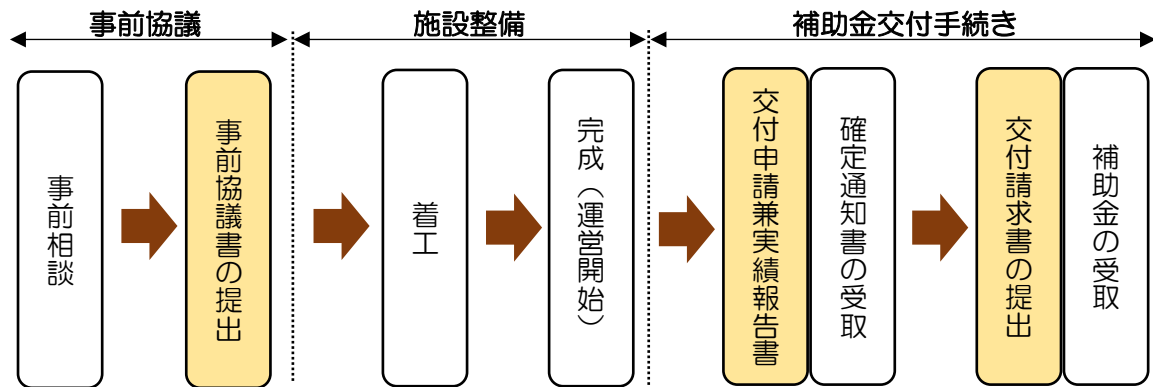
詳しくは、
市ホームページをご覧ください



市ホームページ



申請の流れ



＜補助申請手続き＞

補助を申請する場合は事前協議書に必要な書類を添付して提出してください。

※様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

＜提出時期＞

対象施設の着工または取得の1か月前まで

※事前協議書の提出前に事前相談が必要となりますので、お早めにご相談ください。

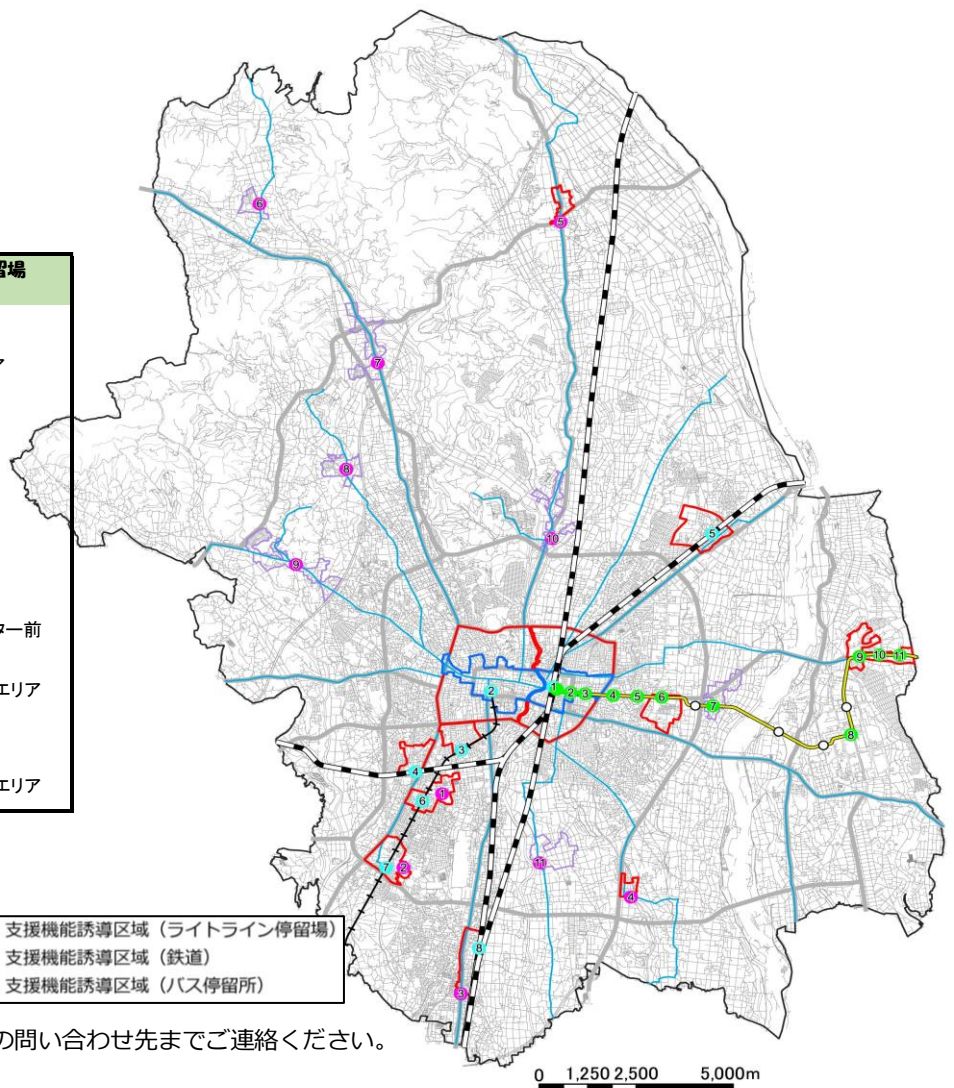
都市活動(移動)支援機能誘導区域 位置図

鉄道駅エリア	
①宇都宮駅(JR)エリア	
②東武宇都宮駅エリア	
③南宇都宮駅(東武)エリア	
④鶴田駅(JR)エリア	
⑤岡本駅(JR)エリア	
⑥江曾島駅(東武)エリア	
⑦西川田駅(東武)エリア	
⑧雀宮駅(JR)エリア	
主要なバス停留所エリア	
①市営球場入口停留所エリア	
②西川田東(江曾島)停留所エリア	
③ジェイコーうつのみや病院停留所エリア	
④瑞穂野田地停留所エリア	
⑤中里原十文字停留所エリア	
⑥篠井小学校前停留所エリア	
⑦山王団地入口停留所エリア	
⑧仁良塚停留所エリア	
⑨大谷橋停留所エリア	
⑩豊郷中央小学校前停留所エリア	
⑪屋板郵便局前停留所エリア	

ライトライン停留場エリア	
①宇都宮駅東口停留場エリア	
②東宿郷停留場エリア	
③駅東公園前停留場エリア	
④峰停留場エリア	
⑤陽東3丁目停留場エリア	
⑥宇都宮大学陽東キャンパス停留場エリア	
⑦平石中央小学校前停留場エリア	
⑧清原地区市民センター前停留場エリア	
⑨ゆいの杜西停留場エリア	
⑩ゆいの杜中央停留場エリア	
⑪ゆいの杜東停留場エリア	

- 都市活動(移動)支援機能誘導区域(ライトライン停留場)
- 都市活動(移動)支援機能誘導区域(鉄道)
- 都市活動(移動)支援機能誘導区域(バス停留所)

※詳しくは下記の問い合わせ先までご連絡ください。



問い合わせ先

宇都宮市 都市整備部 NCC推進課(市役所 11 階) TEL : 028-632-2563 FAX : 028-632-5421

メールアドレス: u55000505@city.utsunomiya.tochigi.jp